

速報第3124号 R1.12.10発行 総務課報	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	元年・4定 予算特別委員会 12月9日	質 問 者	菊地 葉子 委員 日本共産党 (小樽市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 特別支援学校の教育環境改善について</p> <p>(一) 教室不足の状況について 道内の特別支援学校で児童生徒の増加に施設整備が追い付かず、教室不足や狭隘化の長期化が深刻となっています。 2015年度と今年度との比較で不足教室数はどのように変化したのか、伺います。</p> <p>(二) 特別支援学校児童生徒数の推移について 特別支援学校児童生徒の在籍者数は年々増えているものと承知しています。 15年前との比較で児童生徒数の推移についてお示しくください。</p> <p>(三) 不足教室数が拡大した理由について 道教委はこれまで教室不足の解消について「改善を図る必要がある」と答弁してきましたが、2015年度と比べ不足教室が12も拡大し、改善されるどころか悪化しています。 なぜ教室不足が拡大し、取組が追い付かなかったのか、理由を伺います。</p> <p>(四) 特別教室の確保について 今年度は17校で112教室が不足ということですが、この中には、特別教室からの転用も含まれており、特別教室が削減されていることが事実上黙認されています。 特別教室の確保について、道教委はどう対応するのか、伺います。</p> <p>(指摘) 可能な限りではなく、速やかにお願いいたします。</p> <p>(五) 札幌養護学校高等部移転に対する説明について 札幌養護学校の教室不足への対応として、2021年度までに高等部を札幌白陵高校校舎に移転する費用が、先の第3回定例会で議決されました。 しかし、保護者全体への説明が初めて行われたのは8月23日、道議会に補正予算案が提案されるわずか3週間前でした。 生徒や教職員、保護者への説明時間も短い中で関連予算が議決され「説明不十分なまま既成事実化されている」と当事者から声が上がっていると聞いて</p>	<p>(特別支援教育課長) 特別支援学校の狭隘化についてでございますが、道立特別支援学校におきましては、児童生徒数の増加が続いておりまして、それに伴う普通教室の不足数は、平成27年度には、9校で100教室だったものが、今年度は、17校で112教室となっております、この間、2校において38教室を増設したところでございますが、5年間で12教室増加しております。</p> <p>(特別支援教育課長) 児童生徒数の推移についてでございますが、本道の特別支援学校の在籍者数は、平成17年度に4,340名だったものが、今年度は5,996名となっております、この15年間で、約38%増加しております。 特に、知的障がいの学校において、在籍者数の増が大きくなっておりまして、平成17年度に2,946名だったものが、今年度は4,953名と、この15年間で、約68%増加しております。</p> <p>(特別支援教育課長) 教室不足が拡大した要因などについてでございますが、道教委では、平成28年度に、札幌伏見支援学校を新設いたしましたほか、釧路養護学校では、校舎の増築を行うなど、教室不足を改善するための対策を行ってまいりましたが、一方で、障がいのある子どもやその保護者の特別支援教育に対する理解の深まりや、障がいに応じた専門性の高い教育を受けさせたいというニーズの高まりなどを背景に、入学希望者の増加が続いていることが、教室不足の状況を改善するに至っていない要因と考えております。</p> <p>(特別支援教育担当局長) 特別教室についてであります。児童生徒の増加が続いている学校では、特別教室を転用することにより、学級増に伴い、必要となる普通教室を確保してきておりますが、その場合であっても、音楽室や視聴覚室、情報処理室など、専用の教材や教具を必要とする特別教室は維持できるよう、配慮しております。 また、実習室などを転用する場合には、残された教室を効率よく活用するほか、普通教室でも学習できる内容とするなど、指導内容の工夫などを行っておりますが、障がいの状態に応じたきめ細かな支援を行う観点からも、こうした状況は、早急に改善していかなければならないと考えており、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた指導に支障が生じないよう、可能な限り早期に対応を講じ、教育環境の確保を図っていく必要があると考えております。</p> <p>(特別支援教育課長) 保護者への説明などについてでございますが、札幌養護学校では、平成28年に伏見支援学校を分離、新設し、教室不足の緩和を図りましたものの、平成29年度は5学級の増、30年度は1学級の増となるなど、児童生徒数の増加による学級増が続き、令和3年度には、現在の校舎の規模を上回る学級数となることが見込まれる状況となっております。 このように教室不足が急速に進む中、この度の高等部の移転について検討を進めてきたところでございま</p>	<p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p>		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>おります。 なぜ補正予算提案の前に、十分に説明の期間を取らなかったのか、伺います。</p> <p>(意見) 教職員への説明が3月下旬ということですので、半年間ではあまりにも期間が短いのではないのでしょうか。</p> <p>(六) 保護者の声を受けた対応について 保護者からは、普通高校に併設されることで「環境の変化に対する不安が大きい」との声が相次いでいます。 保護者説明会で出された声を、具体的にどう移転計画に反映させたのか、伺います。</p> <p>(七) 生徒、教職員への影響について 白陵高校に移転した場合、体育館が共用使用となり、教育課程の変更も必要と聞いております。 また、改築工事をスケジュールありきで進めようとするれば、授業日の工事実施せざるを得ず、騒音が生徒の学習の妨げになることも想定され、狭隘化を解消しようとして、別の環境悪化を誘発してしまつては元も子もありません。 生徒、教職員への影響をどのように軽減させていくのか、伺います。</p> <p>(要望) 現行の教育課程を維持できることを確認しているとのことでした。 しかし、現場からは「選択授業を縮小せざるを得ない」「理科室が減る分実験が思うようにできなくなる」と言った声も現実に届いています。 第2体育館の雨漏り補修の予定もないまま、併設工事が行われることへの不信もあると聞いております。 現場との軋轢を拡大しないためにも、保護者はもちろん教育現場の声をしっかり汲み取り、現場にとって無理な工程を強行することのないよう求めておきます。</p> <p>(八) 今後の対応について 教職員現場、保護者双方から、今回の移転については、数多くの疑問点、不安が現在に至るまで寄せられています。 狭隘化解消は一刻の猶予もありませんが、移転は</p>	<p>して、この間、教職員には、本年3月下旬以降、道教委の考え方を説明した上で、併設による生徒や教育課程への影響などについて協議を行ってまいりましたほか、7月中旬には、PTA役員に対し高等部移転の方針について説明いたしますとともに、御意見を伺うなどしてきておまして、その上で、8月下旬に、保護者を対象に説明会を開催し、狭隘化の現状や今後の児童生徒数の見込みなどと合わせて、高等部移転の方針について説明したものでございます。</p> <p>(特別支援教育担当局長) 保護者の意見への対応などについてでございますが、この度の高等部の移転は、環境変化を伴うものであり、子どもたちの障がいの状態なども踏まえながら、保護者の理解と安心のもと、進めていく必要があると考えており、当面は、いずれの校舎に通学するか選択できるような仕組みを検討しております。 道教委としましては、こうした方策と併せて、他県の類似事例における取組を参考にするなどしながら、授業や学校行事における生徒の事前交流や教員配置の工夫など、保護者の不安に対応するための取組を検討してきており、引き続き、保護者の御意見を丁寧にお聞きしながら、不安の解消に努めてまいりる考えでございます。</p> <p>(特別支援教育課長) 教育活動への影響などについてでございますが、札幌白陵高校につきましては、開校当時は、1学年10学級規模でございましたが、学級減により、現在は4学級規模となっております。札幌養護学校の高等部を併設した場合でも、現行の教育課程を維持できることを確認しておりますほか、体育館2棟に加えて、武道場もございますので、2校の共有に当たって一定の調整を要しますものの、相当程度、余裕のある調整が可能と考えております。 また、道立学校におきましては、この度のような改修工事以外にも、大規模改修工事などの改修工事を授業期間中に行っておりますが、工事期間中の騒音や振動などにより、授業の実施にできる限り支障が生じないよう、工事の工程を調整するなどしながら対応しておまして、今回も同様に対応してまいりる考えでございます。</p> <p>(学校教育監) 今後の対応についてでございますが、障がいのある子どもたち一人一人が、学習上や生活上の困難を克服し、自らの可能性を伸ばしていくためには、障がいの状態や発達の段階に応じたきめ細かな指導や支援が必</p>	<p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課 (施設課)</p> <p>特別支援教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>あくまで一時的なもの、最終的には新設、分校化の対応が本来の在り方のはずです。</p> <p>道教委が先頭に立って新設、分校化に向けたスケジュールを策定し、計画的に狭隘化の解消を図るべきと考えますが、いかがか伺います。</p> <p>二 民間試験導入の影響等について</p> <p>(一) 民間英語試験の実施延期と見直しについて</p> <p>第3回定例予算特別委員会の同僚議員の質問で、2020年度から開始予定だった大学入試における英語の民間試験導入に関して、受験機会の公平・公正さが担保できるか、居住地域や経済力によって不平等が生じるのではないかなどの課題を指摘し、中止を求めたところです。</p> <p>11月1日「身の丈」発言への強い批判を受けた萩生田文科大臣は、一転して、20年度は中止し、24年度までの延期を表明しましたが、道教委はこの間、どのように対応し、また、実施延期と見直しをどう受け止めているのか伺います。</p> <p>(二) 生徒・保護者への影響等について</p> <p>すでに受験料をかけて英語検定を受講したり、受験準備を進めてきた生徒と保護者にとっては、大きな混乱と落胆を生じたものと考えます。道は、居住地による受験機会の均等のための条件整備や経費負担の軽減などを国に要望してきたとのことですが、今回の延期を受けて、生徒や保護者への影響をどのように考え、対応していくのかお伺いします。</p> <p>(三) 今後の英語教育について</p> <p>教育には機会均等、子どもの人格形成、詰め込み教育の是正が求められます。民間試験導入は中止とし、本来の教育に立ち返り、子どもの成長を保障するものとするべきと考えますが、英語教育について、今後どのように取り組むお考えか伺います。</p> <p>(四) 記述試験導入の課題について</p> <p>2020年度からの大学入学共通テストでは、さらに国語・数学に記述式を導入することにも厳しい批判が上がっています。共通試験への記述式導入は、「思考力・判断力・表現力」の評価のためとされていますが、50万人以上が受験する共通試験で、多様な記述答案を20日以内に公正に評価することは不可能ではないでしょうか。共通試験への記述式問題の導入の課題について、道教委はどのように受け止めてい</p>	<p>要であり、子どもたちにとって安全で、豊かな学びを展開できる教育環境は極めて重要でございます。</p> <p>そのため、札幌養護学校を含めた多くの特別支援学校で児童生徒数の増加に伴い教室不足などが生じ、適切な教育環境が確保されていない状況は、早急に改善していかなければならないと考えておりまして、道教委といたしましては、児童生徒数の推移や施設の状況などを把握し、可能な限り早期に、計画的に対策を講じ、障がいのある子どもたちが安全に、安心して学校生活を送りながら、その能力や可能性を伸ばしていくことのできる教育環境の確保を図ってまいりたいと考えてございます。</p> <p>(高校教育課長)</p> <p>英語の資格・検定試験についてでございますが、道教委においては、民間試験の活用に当たり、本年10月21日に、受験機会の格差解消に向けた実施体制の確立、地域間格差解消に向けた検定料及び交通・宿泊費への支援制度の創設、必要な情報の速やかな提供について、文部科学大臣に対し、提案・要望を行ってきたところでございます。</p> <p>今回の延期は、生徒が安心して受験できる仕組みを構築するまで、更なる時間が必要であると判断したものと認識しておりますが、道教委といたしましては、英語の4技能をバランスよく習得できるよう、今後とも学習指導要領に沿って、しっかりと指導してまいります。</p> <p>(学校教育局長)</p> <p>生徒や保護者への影響についてであります。平成29年7月、英語における資格・検定試験の導入が発表されてから、大学入学センター試験への対策として、民間の資格・検定試験を受験するなど、すでに試験に向けた準備を始めた生徒も少なからずいたものと承知しておりまして、また、今後、大学入学者選抜において、学校の授業で身に付けた英語の4技能が、どのように出題されるのか不安を感じている生徒もいるものと考えております。</p> <p>道教委といたしましては、本道の生徒や保護者の方々に不安が生じないよう、国や大学の動向をきめ細かく情報収集し、速やかな情報提供に努めるなどをして、生徒が受験において、日頃の実力が発揮できるよう万全を期してまいります。</p> <p>(高校教育課長)</p> <p>今後の英語教育についてでございますが、道教委としては、グローバル化が急速に進展する中、国際社会の一員としての自覚を持ち、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図っていく能力も重要であると考慮されており、大学入学者選抜改革の動向等にかかわらず、生徒たちが主体的な学びを通して、英語の4技能を身に付けることができるよう、各学校に対し、学習指導要領に沿って、4技能を総合的に育成するよう指導するなど、英語教育の充実に向けて引き続き取り組んでまいります。</p> <p>(学校教育局長)</p> <p>記述試験導入の課題についてでございますが、令和2年度から実施することとなっております国語及び数学の記述式問題の導入については、様々な意見があるものと承知いたしております。</p> <p>道教委といたしましては、国や大学において、大学入学共通テストの円滑な実施に向けて、具体的な対応を速やかに示していただきたいと考えているところでございます。</p>	<p>高校教育課</p> <p>高校教育課</p> <p>高校教育課</p> <p>高校教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>るのか、お伺いいたします。</p> <p>(五) 採点の公正・公平性について 採点を請け負うベネッセの子会社である学力評価研究機構が確保するという1万人の採点者は、多くが学生などのアルバイトであり、受験生から「公正な採点がされない」と不安の声があがるのは当然です。毎日新聞などが9～10月に実施したアンケートでは、高校の7割が「廃止が望ましい」と答えています。道教委は、公正・公平な採点につながるかと考えか伺います。</p> <p>(六) 記述式導入など入試改革への対応について 採点の標準化が不可能なこと、採点の不透明さ、採点者の専門性の欠如、受験生の自己採点が困難となり、出願に支障が出る懸念など、共通試験に記述式を導入するには課題が多すぎると考えます。 記述式で行われる試験自体は重要な意義がありますから、各大学の個別選抜などで確実な採点体制の下で行うことは、各大学の判断を尊重すべきではあるものの、2021年度からの記述式導入は中止し、今回の入試改革を根本から見直すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。</p>	<p>(高校教育課長) 採点の公平性についてでございますが、文部科学省は、具体的な採点の方法について、今後、選定した事業者との契約において定めていくこととしており、採点の適性がある採点者を採用し、採点者に対して事前に十分な研修を行うなどとしておりますが、道教委といたしましては、本道の子どもたちに不安が生じることがないように、国において速やかに対応を決定していただきたいと考えているところでございます。</p> <p>(教育長) 大学入学者選抜改革への対応についてであります。この度の大学入学者選抜改革は、予見の困難な時代において、新たな価値を創造していく力を育てることが求められている中、高校教育で確実に育成した学力の3要素を多面的・総合的に評価することを目指すそういった改革であると認識しております。 現在、国においては、大学入学共通テストにおいて、様々議論されていることは承知をしておりますが、道教委といたしましては、どのような取扱いとなったとしても、本道の生徒や保護者の方々が安心して受験に向けて準備を進めることができるよう、指導要領に沿ったしっかりとした授業展開はもとより、国や大学の動向をきめ細かく情報収集するなどして万全を期してまいります。以上でございます。</p>	<p>高校教育課</p> <p>高校教育課</p>
<p>三 教職員の働き方改革等について</p> <p>(一) 「変形労働時間制」導入に対する認識について 「1年単位の変形労働時間制」を導入する給特法改定案が、衆参合わせて30時間にも満たない審議で採決・可決されたことに私は強く抗議しますが、変形労働制が導入された場合、8時間労働制の原則を崩し、教員にさらなる長時間労働を押しつける可能性があると考えますが、道教委の受け止めについて伺います。</p> <p>(二) 長時間労働の実態と原因について 道教委は、平成28年度に教員の実態調査を行っています。 1か月当たりの時間外勤務が80時間を超える小中の教諭、教頭の長時間勤務の要因がどこにあると分析されているのか伺います。</p> <p>(三) 現場の改善について 現場からは、変形労働制の導入について、「今でさえきつい。10時間勤務は無理」「夏休み中も研修や部活動などに追われ、休日のまとめ取りは難しい」など切実な声が上がっています。 道教委はこうした声をどのように受け止め、変形労働制を導入することによって、どう改善されると考えるのか、伺います。</p>	<p>(服務担当課長) 変形労働時間制についてでございますが、いわゆる一年単位の変形労働時間制は、所定の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間を一時間単位で積み上げ休日のまとめ取りを可能とすることで、一定期間のまとまった休日の確保が可能となるなど、学校における働き方改革の方策の一つといたしまして法改正されたものであり、道教委としては有効なものと考えているところでございます。</p> <p>(教職員局長) 長時間勤務の実態と要因についてでございますが、道教委が平成28年度に実施した調査では、一月当たりの時間外勤務が80時間を超える者の割合が、教諭については、小学校で2割、中学校で4割、教頭につきましては、小・中学校とも7割を超えていることなどの課題が明らかとなっているところでございます。 その要因といたしましては、近年、学校現場を取り巻く環境が、複雑化、多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、本来教員が行うべき学習指導のほか、いじめや不登校への対応などといった生徒指導や学級経営等の業務が増加していることに加え、学校現場には、学校としての伝統だからとして続いている業務や、地域や保護者の期待に応えるといった理由などで、長時間勤務の要因となっている業務もあると考えているところでございます。</p> <p>(服務担当課長) 変形労働時間制についてでございますが、教員が質の高い教育を行うためには、教員の業務負担を軽減し、長時間勤務を解消することが、喫緊の課題であると認識しております。 一年単位の変形労働時間制の導入につきましては、国会での議論、また、文部科学省からの情報提供や通知等も踏まえるとともに、校長会等からの御意見を伺うなどして、今後適切に対応してまいります。</p>	<p>教職員課</p> <p>教職員課</p> <p>教職員課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(四) 健康被害について 平成29年度の教育職での病気休職者は、全疾病者310人、うち精神疾患が196人もいます。その傾向及び要因の分析について何うとともに、変形労働制の導入でさらに健康被害を拡大する恐れがあるのではないかと考えますが、いかがか伺います。</p>	<p>(服務担当課長) 精神疾患の要因などについてであります。教職員の病気休職者全体に占める精神疾患は、6割を超えており、その要因といたしましては、平成29年度における専門医の健康判定審査を受けた対象者からの聞き取りでは、業務上の要因と考えられるもの、業務以外の要因と考えられるものはともに約5割で、同程度という状況でございます。 一年単位の変形労働時間制の導入につきましては、国会での議論、また、文部科学省からの情報提供や通知等も踏まえるとともに、校長会等からの御意見を伺うなどして、今後適切に対応してまいります。</p>	<p>教職員課 (福利課)</p>
<p>(五) 変形労働制導入の条件について 厚生省の通達では、変形労働制導入に当たっては、「恒常的な時間外労働はないことを前提とした制度」と言われてますが、そのことを確認いたします。 その上で、多くの教職員が過労死ラインで働く学校現場に変形労働制導入が可能なのでしょうか。見解を伺います。</p>	<p>(教職員局長) 変形労働時間制についてでございますが、厚生労働省の通知におきまして、一年単位の変形労働時間制につきましては、「突発的なものを除き、恒常的な時間外労働はないことを前提とした制度であること。」とされておりまして、これは、あらかじめ予想される繁忙による対応等は、本制度による労働時間の配分で対応することを前提とする制度の趣旨を述べたものでありと承知しているところでございます。 道教委としては、日々の教員の業務や勤務時間を縮減する各般の取組を確実に行うことが大切であると考えており、一年単位の変形労働時間制の導入につきましては、今後適切に対応してまいります。</p>	<p>教職員課</p>
<p>(六) 日本教育新聞によるアンケート調査について 教育の専門誌である日本教育新聞社が全国の市町村教育長を対象に抽出ではありますが、「変形労働時間制」の導入に対するアンケート調査を行っています。どのような結果だったのか、その結果をどう受け止めているのか、伺います。</p>	<p>(服務担当課長) アンケート調査についてであります。日本教育新聞社が実施したアンケート調査では、154人が回答し、回答率は26.8%であり、そのうち、変形労働時間制の導入について ・ 賛成が13.6% ・ 反対が42.2% ・ どちらともいえないが42.9% と報道されているものと承知しております。 現在、長時間勤務の削減が喫緊の課題となっている中、学校における働き方改革に関する総合的な方策の一環として、一年単位の変形労働時間制の導入について様々な意見があるものと受けとめております。</p>	<p>教職員課</p>
<p>(七) 導入にあたっての道教委の姿勢について 国会では導入については自治体が判断することができるかと審議されています。 導入するかどうかは慎重に検討を重ねるべきと考えますが、道教委の見解について伺います。</p>	<p>(服務担当課長) 変形労働時間制についてであります。道教委といたしましては、国会での議論、また、文部科学省からの情報提供や通知等も踏まえるとともに、校長会等からの御意見を伺うなどして、今後適切に対応してまいります。</p>	<p>教職員課</p>
<p>(八) 職員団体との交渉について 萩生田文科大臣は国会において、幾度も「導入に当たっては、各地方公共団体において職員団体との交渉を踏まえつつ検討されるもの」と答弁をしています。 今後、道教委は、萩生田大臣の国会答弁の趣旨を踏まえて道段階の職員団体との交渉を行うことと同時に萩生田大臣の答弁の趣旨・内容を市町村にも徹底することを求めますがいかがか伺います。</p>	<p>(教職員局長) 職員団体との交渉などについてでございますが、地方公務員の勤務条件は、地方自治の原則に基づき、住民の同意が必要であり、議会が団体意思として制定する条例によって決定することとされているところでございます。 また、地方公務員法におきましては職員の勤務条件に関する事項は、職員団体との交渉事項とされており、一年単位の変形労働時間制導入につきましても、この勤務条件に該当しますことから、条例改正を行うに当たりましては、職員団体との交渉を行う必要があると考えているところでございます。 なお、各市町村教育委員会や学校に対しまして、文部科学省からの情報提供や通知等も踏まえ、法改正の趣旨や制度内容につきまして、適切に周知してまいります。</p>	<p>教職員課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>四 道教委職員のパワハラ等について 今回の胆振教育局長のパワーハラスメント等の不祥事は、衝撃的な事件です。「これでは教育行政が信用できなくなる」「コンプライアンスを指示する立場の人がパワハラ問題を起こすなんて」と多くの道民から厳しい批判を受けており、道内教育界の信頼を根底から揺るがしています。我が党には、「幹部によるパワハラは蔓延しており、今回の次案は冰山の一角」との教職員からの告発も複数寄せられているところです。</p> <p>(一) 事実認定と懲戒処分について 今回の減給10%・2か月の懲戒処分とした胆振教育局長の不祥事は、主に2つの事案に対するものと承知しているが、その内容はどんなものか伺います。</p> <p>1 発覚までの経緯並びに事実認定手続きについて (1) 発覚までの経緯について 匿名の投書(告発)は、誰から、どのような手法で、誰宛てであったのか伺います。</p> <p>(2) 事実認定手続きについて 事実認定に至るまでの対応について、誰が何人から、どのように確認したのですか。また、職場の第三者への確認はどうかについて伺います。</p> <p>2 懲戒処分の妥当性について 道教委の「懲戒処分の指針」では、「他の職員への暴言等の場合」と「賭博をした場合」と処分の内容はどうなっているのか。 今回の処分の量定は、どんな考え方で決定されたのか伺います。</p> <p>2-再 懲戒処分の妥当性について 懲戒処分の指針また処分が過去の例と比べ、軽過ぎないか。常習の賭け麻雀は、許されないのではないかと考えますが、いかがですか。</p>	<p>(総務課長) この度の不祥事についてでございますが、教育局長が、複数の所属職員に対し、不適切な言動や行為を繰り返して、それをもって職場内秩序を乱す行為があったと認定したところでございます。</p> <p>(総務課長) これまでの発覚の経緯についてでございますが、本年10月下旬に、教育長あてに匿名の手紙が郵送で届き、その中に、自身が勤務する教育局の局長の言動等に対する批判や改善を求める記載があったものでございます。</p> <p>(総務課長) 事実確認の方法等についてであります。受理した手紙が匿名でありましたため、まず、当該教育局長に対し、本庁の総務政策局長が、内容の真偽等について聞き取りを行ったところ、一部を認めたことから、教育局長が勤務していた平成30年度以降に教育局に勤務し、局長から直接叱責を受けなかった者も含め、職員46人に対し、私をはじめ総務課の5名で、手紙に記載されている内容や日頃の言動等について聴取しました。 その後、職員への聴取で得られた内容を、再度教育局長に確認し、一致した部分を事実として認定したものでございます。</p> <p>(総務課長) 懲戒処分についてであります。道教委の「懲戒処分の指針」では、「職場内秩序を乱す行為」のうち「他の職員に対する暴言等」について、標準的な処分量定を「減給または戒告」としており、また、「賭博をした場合」については、「免職、停職、減給または戒告」としております。 今回の懲戒処分に当たりましては、教育局長が、複数の所属職員に対し、不適切な言動や行為を繰り返しており、職場内秩序を乱す行為があったと認定し、指針の標準的な処分量定を基本としつつ、所属の長であることなどを総合的に勘案し、教育委員会において、量定を減給2か月とすることに決定したものでございます。</p> <p>(総務課長) 処分の量定についてであります。過去に、道立学校長が、部下職員にパワー・ハラスメントをしたとして、「職場内秩序を乱す行為」で懲戒処分を行ったケースがありますが、その事案と比較しても、今回は軽くはなく、量定の適用に当たりましては、懲戒処分の指針や過去の処分事例等に照らし、適正に決定しております。 また、賭け麻雀につきましては、道教委の顧問弁護士に確認したところ、金銭を賭けて麻雀をすることは、違法な行為であるものの、本件事案は、賭けた金額が低額であったことから、検挙や起訴といった立件に相当するケースとは考えづらいという見解を得たところ</p>	<p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>3 パワハラ等の注意喚起について 今回、処分された幹部職員は、2018年の着任以来、日常的に暴言等のパワハラを繰り返していたと認定されており、相当以前から噂になっていたものと思われます。 注意喚起などの措置はしてこなかったのか伺います。</p> <p>3-再 パワハラ等の注意喚起について 道教委が、今回処分された幹部職員のパワハラまた賭け麻雀を知ったのはいつですか。以前から知っていたながら放置していたのではないかと伺います。</p> <p>(二) 不祥事を踏まえたパワハラ防止について 教育庁及び教育局等で働くおよそ1千名の事務局職員は、学校現場を担う4万6千人の教職員を束ねています。中でも、教育局長は管内の教職員の人事に当たり、道立学校及び市町村立小学校について、校長・教頭に係る面談、人事案の作成と教育庁への上申という重要な役割を担っていると承知しております。従って、人権やコンプライアンス遵守の模範となるべき教育庁幹部のパワハラは絶対に許されないことだと思います。そのための道内教育界におけるパワハラ防止に向けた抜本的な対応が急がれていますので、以下お尋ねいたします。</p> <p>1 苦情相談の実績について 道教委では、2010年に「パワハラ等の防止等に関する指針」を策定し、苦情の申し出及び相談に対応するため、窓口を設置し、相談員を配置していると承知しております。これまでの苦情相談件数の実績を年度別にお伺いいたします。</p> <p>2 苦情相談体制の見直しについて 年度毎に全体件数は増えていますが、教育庁の職員では平成29年度、平成30年度それぞれ1件です。今般の幹部のパワハラで、現行の苦情相談体制は機能不全に陥っていたことが図らずも明らかになったのではないのでしょうか。この際、「パワハラ問</p>	<p>です。 しかしながら、今回の処分におきましては、賭け麻雀の相手が職員であったことや、行った回数等を考慮いたしまして、職場内秩序を乱す行為に含まれるものとして、処分量定に反映させたところでございます。</p> <p>(総務政策局長) 不祥事防止の取組についてでございますが、道教委では、職場における各種のハラスメントを防止するため、毎年度、コンプライアンス確立会議や、サービスや公務員倫理に関する職場研修を行いますとともに、機会あるごとに、法令遵守やサービス規律の保持に関する通知を発出するなどして、注意喚起を行ってきたところでございますが、今回、所管地域の教育行政推進の責任を担う教育局長が懲戒処分を受ける事態となったことは、誠に遺憾でございます。</p> <p>道教委では、今回の懲戒処分の直後に、サービス規律の確保についての通知を発出するとともに、緊急の教育局長会議を開催したところであり、今後は、各所属において、管理職員が相互に言動等を注意し合うことや、各種のハラスメント相談体制の実効性を高めるなどして、職場内秩序の適切な維持を図ってまいりたいと考えてございます。</p> <p>(総務政策局長) 実態の把握についてであります。道教委として、今回の事案を初めて認知した時期は、匿名の投書が届きました本年10月下旬であり、その後の職員等への聴取を通じ、事実として把握したものでございます。</p> <p>なお、これまでは、職員からの相談等がなかったことから、実態の把握には至らなかったものであり、今後は、各所属の職場環境等をより把握するため、会議や研修会など様々な機会を活用し、きめ細かく情報を得るよう努めるとともに、相談窓口の一層の周知を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>(サービス担当課長) 相談窓口に寄せられた件数についてであります。平成28年度におきましては、学校職員のうち、高等学校は7件、特別支援学校は3件となっており、合計10件、平成29年度におきましては、学校職員のうち、高等学校は13件、特別支援学校は8件、教育庁職員では1件となっており、合計22件、平成30年度におきましては、学校職員のうち、高等学校は16件、特別支援学校は15件、教育庁職員では1件となっており、合計32件、となっているところでございます。</p> <p>(教職員局長) 相談窓口についてでございますが、道教委では、職員からのパワハラに関する申し出及び相談に対応するため、本庁及び各教育局に相談窓口を設置しており、相談があった場合につきましては、事実関係の調査を行い、問題解決に向けた措置等を行ってまいるところ</p>	<p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>教職員課</p> <p>教職員課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>題に詳しい「秘密を守る」外部の弁護士等に委託する「外部相談窓口」を設置すべきと考えますが、いかがか伺います。</p> <p>3 「教職員アンケート調査」について 本庁の局長級等に直接相談できる体制を新たに設けたということですが、こうした機能が十分に発揮されることを期待するものです。 パワハラを根絶に向けては、まずは、パワハラの実態、教職員の意識を調査することが必要です。「これまでパワハラに遭ったことがあるか」「パワハラを見聞きしたことがあるか」「どのような内容で、だれかに相談したか」などの「教職員アンケート調査」をすることで、一人ひとりにパワハラを身近な問題として再認識してもらうとともに、道教委が行うべき施策や必要な防止策を検討することができます。また、道教委のトップとして教育長が「パワハラは許されない」という強い表明をすることもぜひ検討していただきたい。いずれも民間企業では、既に取組が始まり、具体的な効果も出始めていると伺っています。</p> <p>以上2点について、「教職員の働き方改革」を推進する道教委、そのトップである教育長の見解と決意を伺います。</p> <p>(意見) 教育長から決意を伺いました。こうした取組をしながら道内教育界の信頼をしっかりと勝ち取っていただきたいというふうに申し述べまして、質問とさせていただきます。</p>	<p>でございます。</p> <p>こうした中、今般の不祥事が発生しましたことから、相談体制の実効性をより高める必要があると考え、パワー・ハラスメントの防止等に関する指針を一部改正し、所属内の職員には相談しにくい場合を想定して、本庁の局長級等に直接相談できる体制を新たに設けたところでございます。</p> <p>また、現在、人事院において民間の状況を踏まえ、国家公務員に関するハラスメントの更なる防止策を検討しているところでございまして、こうした、国の動向等を注視しながら、パワハラ防止に向け、厳正に対応してまいりたいと考えてございます。</p> <p>(教育長) 職場におけるハラスメントについてであります。職場での各種ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力の発揮を妨げるばかりではなく、職場の秩序や業務の遂行を阻害する問題として、決して許されない行為であると認識をしております。</p> <p>こうしたことから、今回の事案に対する処分決定後、緊急に臨時教育局長会議を開催し、私から、二度とこのような事態が発生しないよう指導したところでございます。</p> <p>今後とも、あらゆる機会を捉え、良好な職場環境づくりの促進や、パワー・ハラスメントの防止及び排除などといったパワー・ハラスメントの防止等に関する指針の趣旨や相談窓口について、改めて教職員一人一人への周知に努めるとともに、道教委一丸となって、ハラスメントのない良好な職場環境づくりに全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えてございます。</p>	<p>教職員課</p>